

特定複合観光施設区域整備法案（いわゆるカジノ実施法案）の廃案を求める決議

～カジノ事業者による貸金業務は絶対に許されない～

多くの国民世論の反対を押し切って政府は本年4月27日にカジノ実施法案を今国会に上程した。

この法案は数多くの重大な問題点を孕んでいるが、とりわけ、カジノ事業者が本体のカジノ事業のみならず、カジノ客に対し金銭の貸し付けを行うことを認めることは言語道断の悪行である。

カジノ実施法案の第八十五条は「特定資金貸付業務の規制」とあり、「カジノ事業者は、特定資金貸付業務においては、次に掲げる者以外の者に金銭を貸し付けてはならない。1. 本邦内に住居を有しない外国人
2. カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者」と明記されている。つまり、外国人観光客と日本人ならば一定金額をカジノに預け入れていれば借金ができ、しかもその延滞金利は年14.6パーセントもの高利と定めているのである。

我が国の既存のギャンブル場や遊技場において、事業者自らが顧客に直接金銭の貸し付けを行うようなことはおよそあり得ないものであった。にも拘わらず、カジノ事業者が貸金も兼ねることが出来るという法律が通れば、ギャンブル依存症が深刻化することは自明である。

私たちは、ギャンブルによる借金の問題によって本人だけでなく、家族が崩壊する悲劇を多く見てきた。ゆえに私たちはサラ金やクレジットなどの高利の多重債務被害の救済と被害予防のために、パチンコ店内やその付近において、サラ金などの現金自動預払機(ATM機)を設置しないよう必死になって関係業界に申し入れてきた。

また、高利貸金による多重債務被害を撲滅すべく、2007年には国・政府自らも多重債務対策本部を設け、「多重債務問題改善プログラム」に基づく施策を実施してきたものである。にも拘わらず、本法案によって新たに貸金業法の規制を免れる抜け穴が作られ、新たな多重債務被害を生み出すような事態を、そしてそのような被害を生み出す新たな貸金業務を、カジノ事業者自身に認めるなど、言語道断の悪行であり、このような法案は断固認めることができない。

一昨年12月に多くの国民世論の反対を押し切って強行させた「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が、賭博罪の違法性阻却事由（公共に対する収益性を有する）を無視して、これまで我が国でかつて実施し得なかった民間業者による賭博行為をはじめとして可能とするという希代の悪法であることを私たちはきびしく指摘をし、その廃止を求めてきたところである。今回のカジノ実施法案は、民間業者による賭博行為を認めるだけではなく、さらにカジノで借金をさせることを認める内容である。

カジノ設置を推進する国会議員の方々も、カジノで借金させることまで認めているのであろうか。

私たちは、カジノで借金を認めて設置を推進する動きを許さず、今回のカジノ実施法案に断固反対し、その廃案を求めるものである。ここに決議し申し入れるものである。

2018年6月10日

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
第37回定期総会

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5番5号マーキス梅田301号大阪いちょうの会内
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会